

四日市市告示第 44 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和 5年 2月10日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	起点	幅員 (m)	延長 (m)
		終点		
1	別名23号線	別名六丁目1365-2	4.0~7.8	34.1
		別名六丁目1365-5		
2	日永西41号線	日永西四丁目3460-5	4.9~9.0	2.2
		日永西四丁目3460-5		
3	日永西86号線	日永西四丁目3457-10	6.0~10.3	2.2
		日永西四丁目3457-10		
4	智積39号線	智積町字城丸1120-1	4.0~5.5	73.2
		智積町字城丸1120-1		
5	大矢知75号線	大矢知町字大坪564-3	5.3~10.3	2.9
		大矢知町字大坪564-3		